## 辰野町第五次行財政改革大綱(案)・推進プログラム(案)に対するパブリックコメント結果

- 1. 実施日 平成24年1月18日(水)から平成24年2月6日(月)まで
- 2. 実施方法 町ホームページ、電子メール等
- 3. 応募数 4件

NO	章節項	行 革 大 綱 コード ページ	 ご 意 見	回 答
1	Ⅲ、IV行 財政改革 の必要 性、基本 方針	2. 3	行政改革は、主人公である住民が、納税者であり、同時に行政サービスの受益者であることを基本に、効率的な運営により求められているサービスを最大限提供して行くための改革でなければならない。 第4次改革では、「協働のまちづくり」のスローガンのもと、多くの成果を挙げてきたと評価しているが、住民のなかで、そのような認識なり確信があるのかといえば、必ずしもそのような状況でないように思われる。	策定時の住民意識調査によれば(平成22年3月実施)、その重要性については約8割の方が感じています。その一方、取り組み結果については「とても満足」「まあ満足」が、年代別に幅があるものの20%台から45%程度であり、十分に認識されていると
			たとえば、職員定数削減一つをとっても、削減目標が達成でき、人件費の削減が達成されたことは事実であるが、その一方では、保育所や学校給食業務などで、臨時職員が増加し、業務の継続性や人事管理など新たな課題が発生してきており、そうした問題についての評価が十分ではない。第4次大綱の取り組みの経過では、「住民」を行政サービスの対象としての顧客として位置付けているが、一般に、サービスの提供者と顧客の関係は、提供されたサービスに対して顧客は対価を支払うことで完結する関係であり、提供者と受け取り者の「協働」という関係は生まれ得ないと考える。つまり、真の「協働のまちづくり」とは、町職員が住民にサービスを提供するという関係ではなく、住民生活を支える事務局として、住民によりそい、住民と人生を共有し、住民が必要とする事務を実行してゆく気構えが必要なのであり、そこにこそ、自治体職員としての誇りと喜びがあると考える。つまり、役場は、住民に奉仕する機関として自己変革してゆかなくてはならないのである。そのような意識改革が職員に必要であると考えるが、意識改革の内容が明確にされていない。	職に際して、正規職員の補充をせずに、臨時職員による補充を進めてきました。その結果、人件費の抑制を図ることができており、また、チームで行う業務であるため、臨時職員化を進めることによる弊害は、今のところ見あたりません。但し、今後、さらに臨時職員の割合が増えた場合、業務の継続性をどのように保つかについて、検討課題となります。町としては、その課題の解決策の一つとしても、給食業務の民間委託を考えています。また、保育所においては、正規職員の退職に対して、順次正規職員による補充を図っています。一方で、保育に対する要望や、園児のおかれている状況も多様化している中で、特別保育(延長保育、未満児保育、乳児保育、一時保育等)や、支援を要する園児への保育士の加配等については、年度によって必要人員の増減も大きい等のため、臨時職員で対応しています。
2	V 行財政 改革の具 体的方針	1~5 4	1、開かれた行政の推進 全体として抽象的な記述で具体的な方針が述べられていない。 次の項目について検討されたい。 当初予算について、例年その概要を 2 月末にいきなりプレス発表しているが、それまでは 議会をはじめ、どこにも発表していない。県や主要市などでは、知事や市町村長が重点事項 などについて事前に発表しており、議会や住民の意見を尊重している。予算は究極町民のも のであり、町民のための予算である以上、予算概要、重点事項は積極的に公表し、それに対 する住民の意向を把握し、予算に反映させる取り組みが必要と考える。	1、開かれた行政の推進 予算編成に当たっては、年間を通じて区からの要望や住民の意見をお聞きし、不十分 ではありますができる限り尊重して行っています。また、「実施計画」を作成し3年ご との事業見通しを立てその計画は毎年見直した上で、概要を公表すると共に、詳細につ
		8 4	2、課長会議、審議会等の議事録(要旨)の公表 情報公開になじまない事項を除き、政策決定に関する課長会議や審議会等の議事録をネット等で公表すること。	2、課長会議、審議会等の議事録(要旨)の公表 第四次行財政改革大綱において不十分であった委員会・審議会等の会議結果の公表 について、推進プログラム8において徹底を図っていきます。 課長会は内部調整会議であり町民に公開する必要のない会議であるため、議事録公開 については、考えていません。

3	V行財政 改革の具 体的方針		4~5	2、住民と協働した行政運営の推進について (1)自助、互助、公助によるまちづくりの推進について 前文でのべられている、自助、互助、公助という考えがまちづくりの基本として述べられ ており、第4次計画の基本を引き継いでいる。 「公助」という言葉の意味について、個人や家族、地域でできないことを行政がおこなうこ とだと定義づけ、自助、共助、公助の役割分担を明確にすることが自立の精神による協働の まちづくりと説明している。 公助の考えは、従来、災害対策のなかで強調されてきたことであり、まちづくりにおい て、あえて強調する事柄ではないと考える。 より大事なことは、まちづくり団体の育成をどのように進めるのか、まちづくりを担うリ ーダーをどのように育成してゆくのかが具体的な課題であり、これに対する明確な取り組み 方針の記述がない。 また、諸団体の連携が進んでいない現状をどのように改善していくのか、諸団体の意見を 良く聞き、行政が事務的な支援を行うことや、初期の立ち上げへの支援や事務処理、資金な どの具体的な支援、日常活動へのかかわりなどが必要と考える。	「公助」の分野は、災害対策だけではなく、福祉・教育などさまざまな分野で求められています。ここで説明しておりますのは、「自助・互助・公助」の分野について、個々の課題解決に適した活動形態(住民活動、協働活動、行政活動)の中で、住民、区やNPOなどの地域活動組織と行政の役割分担を明確にしてまちづくりに取り組む必要性を示しているものです。まちづくり団体の育成については、第五次総合計画前期基本計画の基本方針「まちづくりを共に考えるための機会を充実し、町民の参画を促します。」に基づき推進して参ります。 (P. 142第6章 参加と交流のまちづくり 第1節 協働のまちづくりの推進1町民の参画の促進基本方針)
		1 7	5	(2) 資材支援による協働作業の促進 資材支援による身近な道路や、用水路などの修理・修繕をすることが協働のまちづくりと しているが、地域は高齢者が多数となり、土木作業を自力ですることは困難になってきてい る。事故も心配されることから、区等では業者に発注せざるを得なくなってきている。本事 業については、再検討し、役場の業務とするべきと考える。	労務等によって効果的な小規模事業を行うものです。また、改修工事が適当と思われる
4	V 行財政 改革の具 体的方針	$ \begin{array}{c} 1 \ 9 \\ \sim 2 \ 2 \end{array} $	5~6	3、情報化の推進による行政サービスの向上 現在、ケーブルテレビによる上伊那広域連合など上伊那地域の行政情報については、上伊 那地域の他市町村と比較して、格差がある。これの解消対策が必要である。	現在、上伊那ケーブルテレビ協議会を通じ、ICTニュース等上伊那地域の話題を放送していますが、今後、同協議会と連携し、上伊那広域連合をはじめとする上伊那地方の話題・行政情報がさらに充実するように取り組みます。
5	V 行財政 改革の具 体的方針	2 3	6	4、効率的な行政運営の推進 (1)事務事業の見直し 前文の記述に基づく具体化が必要と考えるが、福祉給付事業、子育て支援事業、診療所の ありかた、支所のあり方などについての推進方針は具体性に欠ける記述となっている。 ・福祉給付事業については、低所得者対策について、きめ細かな対応を検討するべきと考え る。	「大要」を示したものであることをご理解ください。また、診療所や支所のあり方など
		2 4	6	子育て支援については、保育所の職員配置、保育料のあり方、相談業務など新たなニーズへの対応などについて検討されたい。 診療所については、医療と福祉の連携拠点として新たな役割を担う施設として見直す。 支所については、地域活動の拠点施設とし新たな役割を図る。	子育て支援については、「辰野町次世代育成支援後期行動計画(平成22年度~26年度)」に基づき推進しています。また、保育料のあり方については「保育園運営委員会」の中で検討します。 なお、個別事業の検討と検証、評価については「推進プログラム」の年度別進行管理と、行財政改革推進委員会の「外部評価」の基で進行管理を行い、公表して参ります。
		3 7	8	(2)公営企業等の経営改善 福寿苑のありかたについては、介護保険の中でのリハビリを必要としている利用者への対 応を考えることが必要と考える。	(2)公営企業等の経営改善 ご意見として承ります。福寿苑のあり方については、「推進プログラム(37)」に おいて、平成24年度に検討いたします。
		4 1	9	(3)組織・機構の見直しについて、議会議員の報酬と定数の見直しに言及しているが、議会として何の議論もしていない現状であり、議会が自ら判断するべきことなので、削除を求める。	
		4 5	9	(4) 荒神山ウォーターパークのあり方については、規模を縮小したうえで、25m プールと幼児用プールの再開に向けて検討する。	(4) 荒神山ウォーターパークのあり方について ご意見として承ります。「推進プログラム(45)」において平成24年度に結論付

					ける計画です。
			9	(5) 民間委託等の推進について 学校・保育園給食業務について、集中化及び民間委託等を進め、経費削減と効率化を図る ため引き続き検討し、病院・福寿苑の給食部門の業務委託の拡大をすることとしているが、 経費節減と効率化だけを求め、食の安全や食育などの推進については、欠落している。給食 の今日的意義とその費用負担のあり方という視点で検討する。	は確保できると考えています。
6	V行財政 改革の具 体的方針	1	0	5、効率的で健全な財政運営の確立 全体に流れている基本的な考えは、経費の削減と利用料等住民負担の増大である。 経費の削減努力は推進しなければならないが、維持管理については、適切に対応すること が必要であり、多くの町有施設、設備について保守管理を適切に実施するため新たな体制の 整備が必要である。 一方で、財源確保として、受益者負担の原則による利用料等公共料金の見直しを行うこと としているが、手数料・使用料の引き上げは、まちづくり活動を行っている団体にとっては 大きな負担となり、活動の障害となる。受益者が負担すればよい言う考えは再検討するべき である。	節減や事務効率化を推進して参ります。また、新たなニーズに対応するための行政サービスは継続あるいは重点化も必要です。 施設の維持管理に対する一定の効果的投資(省エネ対策を含め)は、長寿命化による総合的経費削減につながりますので、ご指摘のとおり計画を立てて維持管理を行いま
				地場産業の振興や工業・商業の振興、雇用の確保など住民所得の向上による税収増加を図るための対策を真剣に考えることが重要である。	税収増加のための、企業誘致、地場産業の振興や工業・商業の振興、雇用の確保対策は町の重要な施策です。第五次総合計画前期基本計画の施策の中で推進して参ります。
7	V 行財政 改革の具 体的方針		2 3	6、人事制度の見直しと人件費の抑制 職員の意識改革と人事評価制度、研修の充実と人員削減を柱にしているが、どのような意識を持つべきなのか、職員として目指すべき理念の中味が不明である。 職員としてあるべき理念について検討することが必要になっている。	6、人事制度の見直しと人件費の抑制 「辰野町人材育成基本方針」において、求められる職員像として以下のとおり規定 し、具体的な育成方針を定めています。 ・協働のまちづくりを進めることができる職員 ・地方分権を進めることできる職員 ・行財政改革進めることができる職員
		7 5 ~7 9	3	人員削減について、臨時職員化が進んでいる現状のなかで、一般行政職員削減の歯止めがなく、際限の無い定数削減が実施されることにつながる恐れがある。 行政事務が高度化している現状では、専門知識を持った職員配置が必要であり、具体的にどのように確保していくのか。また、正規職員定数は何人なのかなど具体的な検討が必要である。	らに少ない団体もありますので、「定員管理計画」に沿って計画的に削減を進めます。(大 綱推進プログラム75~79)
8				7、住民が憩える役場に 横浜市のある区役所は、玄関ホールに喫茶コーナーがあり、観葉植物などが多数配置して あって、憩いの広場の印象を受けた。 また、オープンスペースが広くあり、そこには、木製の頑丈な椅子とテーブルがあって、 市民がお茶を飲みながら自由に談笑していた。 お茶の自動サービス機を復活し、喫茶コーナーを新設するなど、来庁者が憩えるスペース を役場や住民会館に確保する。	
9				現在のシミュレーションでは、人口の推移、税収の推移、町職員の自然減、他計算の基礎を示し、今回の改革案と年度毎の到達値を数値化しないと、管理のサイクルは回りません。 この辺を明記すべきと存じます。 こうしないと年度での評価は出来なく、計画は作ったが以降は自然の流れに沿う形になる場合が多いです。	期財政見通し」のとおりです。 職員数の自然減をはじめとする予測値は推進プログラムの進行管理の中で一定要件
1 0	Ⅲ行財政 改革の必 要性		3	選択と集中 幅広く意見を聞くとありますが、これは二律背反になりかねません。 行政としてどこに集中するかを明確化して、この案件はプライオリティーを落とすから協働のカテゴリーでお願いしたい・・・。の様に明確化すべきと考えます。	住民から幅広い意見をお聞きしながら、施策の選択と集中化を図ることは二律背反ではなく、両立するものと考えます。 ご指摘の件は、選択と集中のプライオリティ(優先順位)がいかに行われているかについて、住民に対する「わかりやすい情報公開(大綱P. 4)」の各推進項目により、

			住民が求めている情報が何であり、それらをどのような形でお伝えすることが必要か、
			という視点に立って考えて参ります。
11	II 第四次 行革大綱 の検証	2 第4次の評価ですが、かなり甘い評価と感じました。 一般的に5段階評価でAランクは100%出来た。または100%以上出来た。 Bランク:90%以上出来た 位の評価と思っていました。 目標は超えた項目は無かったでしょうか? 現状のDとEは結局出来なかったかやらなかった項目ですから。 新規計画ではこの辺の見直しも如何でしょうか。	第四次行財政改革大綱の取り組み状況については平成16年度から22年度まで毎年ローリング方式で進行管理をしてきていますので、都度、行財政改革推進委員会において外部評価をいただいて参りました。第四次の評価結果についてはA~Eの五段階評価に基づき「内部評価」と「第五次に向けた内部提言」として集約をしており、その結果もホームページにおいて公表いたしますのでご覧ください。行財政改革推進委員会において、ご指摘の「評価の甘さ」については目標値の明確化、数値化が曖昧であったところにも原因があると指摘をいただきました。第五次においてはできる限り目標値を明確にしていくことが課題です。なお、実施状況D(未実施)は「川島小学校のあり方の検討」(地域との関わりが深い項目)、「PFI制度(民間企業からの発案による公共事業の実施)の検討」(時代を先取った項目であり検討案件が無く未実施)などが該当します。また、E(検討による計画変更など)では、「開発公社改革実施プランの策定」(プラン策定に伴う指定管理者制度導入によりパークホテルや湯にいくセンターの経営改善方針が民間管理に移ったための計画変更)、「下水道事業への企業会計導入」(多額の繰入金発生)「保育園・児童館の給食業務の集中化および民間委託への見直し」(時期尚早、計画変更)などが該当します。いずれも取り組み結果を評価するうえで必要な基準であると考えます。
1 2	IV 行財政 改革の基 本方針	3 IV. 行財政改革の基本方針 『行政は住民に対する最大のサービス業であり、また、住民は大切な顧客であるという認識』から『コスト意識』が鍵とありますが、他方『大切な顧客』の論理に立つのであれば、事業に先立ち、『住民の負担意識(リスク)』を明確にすることが、もう一つの鍵になるかと思います。 新病院新築移転に当たっては、その費用がついに『広報たつの』や『病院便り』で公になる	大綱V. 行財政改革の具体的方針 1. 開かれた行政の推進 (P. 4) にある「わかりやすい情報公開」のあり方に基づき、ご指摘いただいたご意見を踏まえて進めてまいります。
		ことはありませんでした。これでは、住民の広汎な議論を喚起することはできません。ぜひ とも、基本方針の中に、『住民の負担意識の喚起』を加筆することを求めます。	
1 3	改革の具 体的方針	6~8 4 ① わかりやすい情報公開 『わかりやすい情報公開に努めます』とありますが、この『わかりやすい情報の伝達方法』がとても重要になります。つまり、行政は住民の立場に立って『疑問に感じる箇所』を察知し、住民の気持ちに応えることが必要です。例えば、『辰野病院の財務状況はどうなっているんだろうか』と心配する向きがあるのであれば、積極的に広報たつので『特集を組む』などの対応が『わかりやすい情報公開』です。ただ文言をやさしくするだけでは不十分です。 平成 21 年度の決算(たつの 11 月号)に『財政健全化判断比率の公表』の中の《資金不足比率》(資料 2)に辰野病院など特別会計の記載がありましたが、平成22年度の決算(たつの11 月号)では、これが削除されています。決算書を読み解けば、一般会計から 1 億円ほど追加資金が辰野病院に投入されたようですが、なぜこの時点で《資金不足比率》(資料 2)の記載を止めたのでしょう。まさに、今こそ『特集』を組んで住民の疑問に答えるべきではないでしょうか。これでは、『わかりやすい情報公開』から程遠いといわざるを得ません。	平成22年度決算における辰野病院への繰出金については、当初予算では算定できない医師減などに対する救急医療体制の確保を主な理由として、病院に対する繰出基準に基づき年度末で措置したものです。 なお、《資金不足比率》の掲載については、平成22年度決算において、町立辰野総合病院特別会計を含めたすべての会計について、資金不足はなかったために、紙面掲載をいたしませんでした。
1 4	V 行財政 改革の具 体的方針	6 4. 効率的な行政運営の推進 『厳しい財政事情のなかで・・・経費の節減、合理化』が求められているとありますが、これは、『経費の節減、合理化』の要求が、単に『厳しい財政事情』だけによるものではありません。『(4)公共施設の利活用の推進』で触れられていますが、これまで様々な公共施設(いわゆる箱物)が十分に利用されず、更に土地開発公社の保有地の問題が見過ごされてきました。こうした過去の失敗に学んでこそ、未来は切り開かれます。『行政は過去と未来の対話』という視点に立って、ぜひとも『過去の箱物行政のあり方を反省し・・・』の文言を加筆することを求めます。	国内外の社会・経済情勢の変化と当町のおかれている現状、そしてこれからの見通しの分析なくして行政運営は成り立ちません。ご指摘のご意見を念頭において進めてまいります。
1 5	, , , , , ,	9 (3)組織・機構の見直し	
	改革の具	辰野町には景観に関する所轄(農地、商工、その他)がいくつもあります。これでは、今後	ご意見として承ります。

	体的方針			一層大切になる『景観行政』を強力に推進することはできません。ぜひ一本化して欲しいです。	景観行政は現在、建設水道課が所管しております。 先に県が実施した信州型事業仕分けにおいても県と市町村との役割分担を見直しの 指摘もありました。こうした意見を踏まえて、必要があれば行財政改革本部会(第2部 会「組織・機構の見直し」)で検討して参ります。
		43	9	『各種委員会の報酬の見直しの検討』とありますが、基本的に無報酬とし、将来的には応募 委員中心の委員会に発展して行って欲しいものです。	町の条例で定めご委嘱を申し上げた各種委員がその任務の対価として受け取るものが報酬であり、現状に沿って参ります。 公募委員の募集に当たっては、募集内容がわかりやすく興味をもたれるような応募 方法を検討します。
1 6	改革の具 体的方針	5 0		③公共交通体系の再構築 『公共交通体系の再構築』というのであれば、今後増加が見込まれる『交通弱者の移動手段の確保』は当然ですが、それに『脱車社会』『コンパクトシティ構想』などの視点を加え、将来的に公共交通を充実させる可能性についても触れるべきかと思います。	
1 7	V 行財政 改革の具 体的方針	75~76	1 3	6.人事制度の見直しと人件費の抑制』 先に『効率的な行政運営には、事務事業の見直し』が不可欠とありましたが、それと平行して、『職員一人ひとりの仕事への取り組み方の見直し』が検討されるべきです。ここに、『能力、意欲、評価、研修』などの言葉が散りばめられていますが、具体性に欠けます。現代人は、『正確さ』に時間を掛け過ぎる嫌いがありますが、効率性重視の立場から、『正確さ』(正確な書類作り)を犠牲にしても『迅速さ』を追求すべきかと思います。そうしないと、『職員の削減』は単に残業(サービス残業)を増やすことに貢献するばかりです。『職員の削減』や『業務の外部委託』など、これまでの古い手法では、真の『人件費の抑制』に繋がりません。第五次行財政改革のキーワードは『選択と集中』のようですが、この言葉こそ『仕事の迅速化』に向けられるに相応しい言葉です。	行財政改革大綱に盛り込んだ「選択と集中」については、これからの行政経営の目指すべき方向性ですが、住民説明会においては、日常業務における「正確性」と共により「迅速性」が求められている、とのご指摘や、企業経営の観点からスピード感が必要であるというご指摘をいただきました。
1 8	VI大綱の 取り組み の方法		1 3	☆「平成23年~27年の期間」となっていますが、平成23年はもう終了、24年も、今から協議して、まとめて、いつから始まるのですか?	策定作業が遅れましたことにつき、申し訳ございませんでした。 平成23年度は、大綱のIV. 行財政改革の基本方針P. 3にありますように、「第五 次は第四次行財政改革大綱の基本方針を変更することなく」取り組んで参りましたが、 推進プログラムの進行管理は平成24年度以降しっかりと行って参ります。
19	V 行財政 改革の具 体的方針	5 3 ~5 7	1 0	☆「行財政改革」といいますが、全体として「財政面の縮小、コスト削減」計画にのみ終始しているように思われます。 行政計画があり、次に財政計画があるのではないのでしょうか? どういう辰野町にしていくか、住民にとってどういう地域にしていくのかが明確にされ、 その実現のために何をし、財政はどうするのかという筋道があるのではないですか? 「どういう辰野町にするのか、住民にとって住みやすい、元気ある辰野町になるのか」が明確にされていないと思います。	平成23年度から始まった第五次総合計画前期基本計画がご指摘の「行政計画」と言えます。 第五次行財政改革大綱は効率的な行政運営方針を定めたものであり、その目的は第五次総合計画の実現です。策定時期がずれたため双方の関連性が見えにくくなっていることを反省していますが、ご理解を願います。
20	V 行財政 改革の具 体的方針	5 3 ~5 7		☆「財政計画」について言えば、「コスト削減」に終始していすぎる気がします。「住民が安心して暮らせる町」のためには、コスト削減に軽重を考慮すべきと思います。福祉面(医療・教育/保育・高齢者・障害者等々)にコスト削減を直に持ち込んだら、弱者はますます暮らしにくくなります。 「受益者負担」も一律にすべきではないと思います。弱者ほど、利用が多くなる部分もあります。「弱者を社会全体でささえる」事を考慮すれば、利用の「公平性」を安易に持ち込むべきではないと思います。	示ししておりません。 ご指摘の福祉面に対するコスト削減については、大綱にはございません。町の予算に おける扶助費(生活保障制度の一環で現金・物品などを支給する経費)は、現在の社会 情勢(少子高齢化など)に伴いこの10年間で2倍に伸び、更に増加するものと見込ま れます。 大綱の「受益者負担の徹底」は公共工事の工事分担金についての考え方であります。 ご指摘の件は、手数料、使用料などの「負担の公平性」の確保を図るためのあり方に ついてであると思いますが、受益の程度に応じた額の設定は施設の目的や利用対象者の 状況によって従来同様に検討して参ります。
2 1	V 行財政 改革の具 体的方針	4 6 ~4 8		☆例えば、「学校給食」についてみたとき、委託先の一般企業が当然もつであう、「利益追求」 の体質に歯止めをかけることができるのですか。そのまま「受益者」である保護者の負担にな らないと言い切れますか。	

					託業者の学校給食に対する基本的な考え方も重要な要素と考えています。 委託料の見積額だけでなく、安全管理、除去食への対応、従業員教育・配置、 実績 などを提案していただき、総合的に審査して決定したいと考えています。 また、業務の提案内容に反する場合は、是正を求め、場合によっては契約解除もあ り得ます。契約期間は3年くらいを想定しており、常に業務の見直しと競争原理の中 で進めていきます。 なお、民間委託した場合にも、給食費は、今まで通り、食材費に充てます。 また、献立の立案、食材の発注は町(または県)の栄養士が行いますので、 食の安 全の確保、地産地消の推進、美味しさの確保、食育の推進などの、現在の給食の質は 変わりませんし、一層の向上に努めます。保護者の皆さんの負担は一切変わりません。
2 2	V 行財政 改革の具	7 9	1 3	☆町行政のあらゆる部門で臨時職員が多数になった時、責任と自覚を持って、町民のために 働いて下さることができるでしょうか。	1の回答のとおりです。 あらゆる部門で職員の臨時化が行われるのではなく、チームで行う業務、特に保育園
	体的方針			童いと「ごることがくごるとしょうが。   全体として、「住民と行政の協働のまちづくり」の名のもとに住民の負担を大きくし、「受益	
				者負担」で弱者のつらい負担が大きくなるものに思えてなりません。	臨時職員の採用は必要最低限とし、委託化による雇用形態の見直しで経費削減効果が
					出る事業などについて検討して参ります。
2 3			1	「 I. はじめに」にある「目指す」ものが。コスト削減による「行財政の健全化」のみ重視さ	
	に			れ、「住民サービスの向上」の面が見えません。	針と推進項目を定めたものとして、切り分けてご理解頂きたいのですが、双方は共に欠
				ますます、住みにくい町になりそうで不安です。国からの交付金も減り、不景気で税収も減	
				りと、町の財政が大変なことも承知しています。が、あらゆる立場の町民の声をきちんと聞	
				いて、改革の中身を吟味してほしいと思います。	なっていますが、これからの行政運営は、「大綱IV. 行財政改革の具体的方針の1. 開
					かれた行政の推進」にありますように住民が主役のまちづくりを進めて参ります。